

オリックス生命の

米ドル建終身保険

Candle
キャンドル無配当 指定通貨建特別終身保険
(低解約払戻金型)

貯蓄機能も備えた

米ドル建で準備する一生涯保障の死亡保険。

合致する主なご意向

◎：主契約の保障 ○：特約付加時の保障

万一の場合の死亡保障			病気やケガ、がんなどの 特定疾病に備える保障		介護に 備える保障	貯蓄(老後生活資金・ 教育資金の準備等)	
ご遺族の 生活費	葬儀費用	万一の場合の 教育費	病気・ケガ	がんなどの 特定疾病	介護	老後資金 準備	教育資金 準備
◎	◎	◎	—	—	○	◎	◎

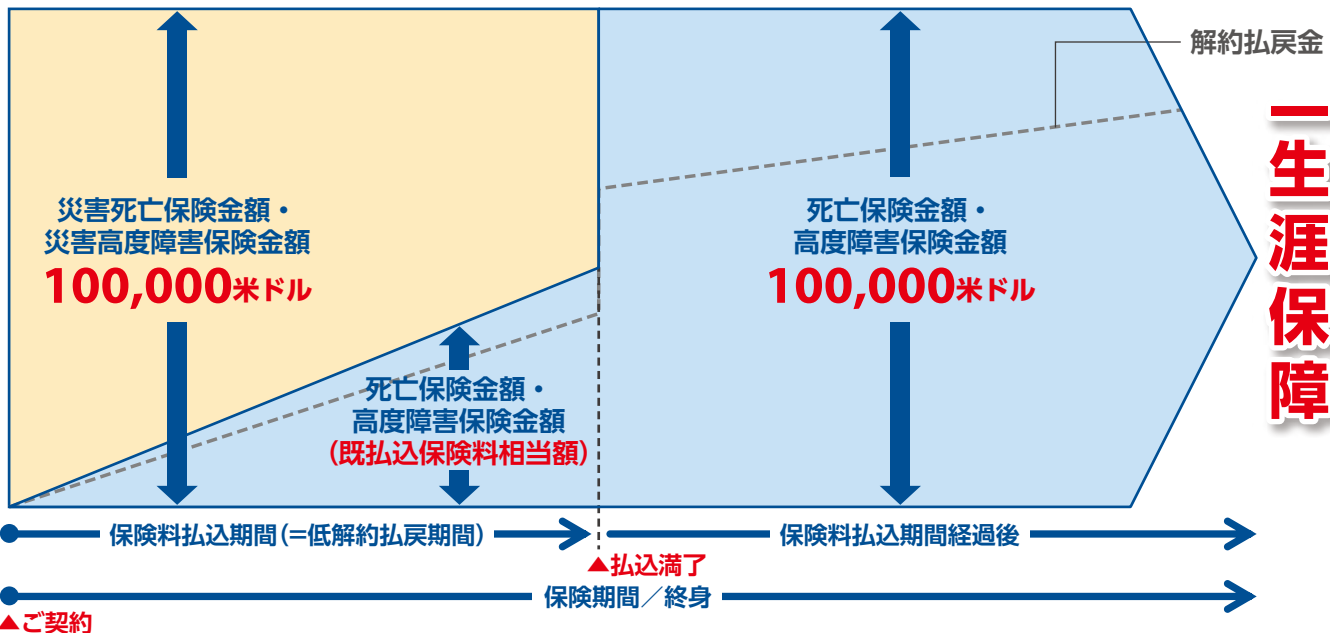


この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動による影響を受けます。
また、ご契約に際して所定の費用・手数料がかかります。詳細は中面をご確認ください。

■商品の仕組みについて

- 1 一生涯にわたり万一の場合の保障を確保できる**米ドル建の死亡保険**です。
長期的な貯蓄機能も備えているため、解約払戻金を活用してさまざまな用途に利用いただけます。
- 2 米ドルの金利の優位性を活かし、お手頃な保険料を実現。
また、保険料払込期間(低解約払戻金期間)中の保障と解約払戻金を抑制することで、**保険料を抑えています**。
- 3 保険料払込期間中は病気・ケガによる保障を
既払込保険料相当額(災害死亡・災害高度障害保険金が支払われる場合は除く)とし、
保険料払込期間経過後の保障は基本保険金額とします。

【ご契約例】基本保険金額100,000 米ドルの場合



米ドル建終身保険Candle[キャンドル]推奨のポイント

米ドル建でお手頃な保険料を実現。貯蓄機能も備えた一生涯保障の死亡保険です。

- 2つの告知項目が「いいえ」であればお申込みいただけます。
※「はい」に該当する場合でも、告知内容によっては引受けできる場合があります。
- 約款所定の要介護状態に該当した場合には、保険金をお支払いします。まとまった金額を一括でお支払いしますので、公的介護保険制度とあわせて、さまざまな用途に利用いただけます。
<介護前払特約(指定通貨建・外貨建用)付加の場合>

■保障内容について

無配当 指定通貨建特別終身保険(低解約払戻金型)

	保険金名称	支払事由の概要	支払額
主契約	死亡保険金	死亡したとき (災害死亡保険金が支払われる場合を除く)	既払込保険料 相当額*1
	高度障害保険金	病気またはケガにより約款所定の高度障害状態に該当したとき (災害高度障害保険金が支払われる場合を除く)	
	災害死亡保険金	不慮の事故または感染症により死亡したとき	基本保険金額
	災害高度障害保険金	不慮の事故または感染症により約款所定の高度障害状態に該当したとき	
保険料払込期間 経過後	死亡保険金	死亡したとき	基本保険金額
	高度障害保険金	病気またはケガにより約款所定の高度障害状態に該当したとき	

名称	特約の概要		
円入金特約	この保険には「円入金特約」があらかじめ付加されているため、米ドル建の保険料等を円で払込みいただけます(米ドルでの払込みはできません)。		
円支払特約	「円支払特約」を付加することで、米ドル建の保険金や解約払戻金等を円でお受けいただけます。		
名称	保険金名称	支払事由の概要	支払額等
リビング・ニーズ特約*2 (指定通貨建・外貨建用)	リビング・ニーズ 保険金	余命6か月以内と判断されたとき (保険料払込期間中は請求できません)	被保険者が指定した保険金額 (指定保険金額)から6か月間の 指定保険金額に対応する 利息を差引いた金額
	※リビング・ニーズ保険金の支払後は、指定保険金額の保障は消滅します。 ※リビング・ニーズ保険金の支払後は、介護前払特約(指定通貨建・外貨建用)は消滅します。		
介護前払特約*2 (指定通貨建・外貨建用)	介護前払 保険金	主契約の保険料払込期間経過後、 かつ、被保険者の年齢が満65歳以上で、 約款所定の要介護状態となったとき	被保険者が指定した保険金額 (指定保険金額)から、会社所定の率により 死亡保険金の前払となる 期間相当の利息を差引いた金額
	※介護前払保険金の支払後は、指定保険金額の保障は消滅します。 ※介護前払特約(指定通貨建・外貨建用)の支払額は指定保険金額よりも少なくなりますが、 請求日における指定保険金額に対する解約払戻金額を下回ることはありません。		
年金支払特約	死亡保険金・高度障害保険金・災害死亡保険金・災害高度障害保険金の 一括払にかえて、年金としてお支払いします		定額型または増額型 ※年金支払期間:5・10・15年より選択
	※年金は、円支払特約を付加して円でお支払いします(円でのお取扱いのみとなります)。 ※年金支払特約の年金額は、年金基金設定時に当社の定める方法により算出します。 年金額が当社の定める額を下回るときは、取扱いません。		

*1 米ドル建の既払込保険料相当額となります。詳細は、約款(別表9)をご確認ください。

解約払戻金が既払込保険料相当額を上回るときは、解約払戻金額を死亡保険金または高度障害保険金としてお支払いします。

*2 保険契約者が法人の場合は付加できません。

※支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、保障は消滅します(主契約が消滅したときには特約も消滅します)。

※死亡保険金、高度障害保険金、災害死亡保険金、災害高度障害保険金は重複してお支払いしません。

※不慮の事故による死亡・約款所定の高度障害状態は、その事故の日から180日以内に生じた場合に限りです。

※保険金は所定の期間内、当社に据置することができます。この場合、据置金には所定の利息がつきます(据置金とは当社に据置く間の保険金のことをいい、据置期間中は米ドル建で据置きます)。

※リビング・ニーズ保険金と介護前払保険金を重ねて請求した場合、介護前払保険金はお支払いしません。

※上記の他、指定代理請求特約が自動的に付加されています(保険契約者が法人かつ死亡保険金受取人の場合は、この特約は付加できません)。

■為替リスクについて

この保険は為替リスクがあります。

- この保険は米ドル建です。保険料・保険金・解約払戻金等を円に換算する場合、為替相場の変動による影響を受けます。
 - ▶ 為替相場の変動により、「受取る保険金や解約払戻金の円換算金額」が、「円で払込んだ保険料の合計額」を下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります。
 - ▶ 為替相場の変動により、「受取る保険金や解約払戻金の円換算金額」が、「ご契約時における保険金や解約払戻金の円換算金額」を下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります。
- ※ 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分が差引かれるため、受取金額が払込んだ保険料の合計額を下回る場合があります。
- この保険には「円入金特約」があらかじめ付加されているため、保険料等を円で払込みいただきます（米ドルでの払込みはできません）。当社所定の為替レートの変動に応じて、保険料は毎回増減します。
- 「円支払特約」を付加し、保険金・解約払戻金等を円で受取る場合は、当社所定の為替レートの変動による影響を受けます。
- この保険に関する為替リスクは保険契約者および受取人に帰属します。

■諸費用について

この保険にかかる費用は以下の合計になります。

● 保険料から控除される諸費用

払込みいただいた保険料から保険契約の締結・維持、死亡保障などに係る費用等が控除されます。これらの費用については、契約年齢・性別などにより異なるため、一律の算出方法を記載することができません。

● 保険料等を払込むときの費用

この保険には「円入金特約」があらかじめ付加されています。保険料等を円で払込む際に適用される当社所定の為替レート（円入金特約用為替レート）には、為替手数料が含まれます。

円入金特約用為替レート	TTM(対顧客電信売買相場仲値)+0.01円
-------------	------------------------

※換算基準日における当社が指標として指定する銀行が公示するTTS(外貨交換レート、対顧客電信売相場)を上回ることはありません。

● 保険金や解約払戻金等を「円」で受取る場合の費用

この保険は「円支払特約」を付加することで、保険金や解約払戻金等を円で受取ることができます。その際に適用される当社所定の為替レート（円支払特約用為替レート）には、為替手数料が含まれます。

円支払特約用為替レート	TTM(対顧客電信売買相場仲値)-0.01円
-------------	------------------------

※換算基準日における当社が指標として指定する銀行が公示するTTB(円交換レート、対顧客電信買相場)を下回ることはありません。

- ・ 当社所定の為替レートの基準となるTTMは、当社が指標として指定する銀行（三菱UFJ銀行）が公示するTTSおよびTTBの中間の値（仲値）とします。
- ・ 換算基準日が三菱UFJ銀行の休業日の場合は、その直前の三菱UFJ銀行の営業日を換算基準日とします。
- ・ TTSまたはTTBについて、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。
- ・ 当社所定の為替レートは、2019年4月現在のものであり、将来変更される可能性があります。

この保険で適用される当社所定の為替レートは、
当社のウェブサイト <https://www.orixlife.co.jp/> をご確認ください。

● 保険金や解約払戻金等を「米ドル」で受取る場合の費用

利用される金融機関により、各種手数料（リフティングチャージ等）が必要な場合があります。各種手数料の金額やお支払い等については、ご利用の金融機関にご確認ください。

● 解約や減額をした場合の費用

解約や減額をする場合には、契約日から10年間は、経過期間（保険料を払込みいただいた年月数）に応じて、責任準備金*から所定の金額を控除します。この控除額については、経過期間などにより異なるため、一律の算出方法を記載することができません。

*責任準備金とは、将来の保険金などをお支払いするために、保険料の中から積立てられるものをいいます。

● 保険金を年金で受取る場合の費用（年金支払特約を付加した場合）

年金支払開始日以降、受取年金額に対して、1.0%(2019年4月現在)を年金支払日に年金原資より控除します。

■ ご契約上の主な諸制限について 〈主契約〉

契約年齢	15歳～80歳	保険期間	終身(更新はありません)
保険料払込期間	10年・15年・20年払済、 50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳払済	基本保険金額	3万米ドル～500万米ドル (日本円で50,000万円まで*)
解約払戻金	<ul style="list-style-type: none"> ・解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数等によって異なります ・低解約払戻期間中に解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の解約払戻金の70%となります(低解約払戻期間は保険料払込期間と同一です) ・低解約払戻期間経過後に解約した場合でも、低解約払戻期間内のすべての保険料の払込みがないときは、解約払戻金は抑制されます ・解約払戻金を円に換算して受取る場合、当社所定の為替レートの変動による影響を受けます 	配当金・満期保険金	この商品に配当金・満期保険金はありません

*「申込日の属する月の前月末日」のレート(TTM)で円換算した金額

※保険料払込期間、契約年齢等により取扱いが異なります。

- 既往症(過去の病気)、健康状態、職業などによって、引受けを制限させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ご契約の際には「契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報>」、「ご契約のしおり/約款」を必ずご確認ください。



オリックス生命保険株式会社

<https://www.orixlife.co.jp/>

〒107-0052 東京都港区赤坂2-3-5
赤坂スターゲートプラザ TEL:03-6862-6300

<2021年10月2日より以下に変更になります>
〒100-0004 東京都千代田区大手町2-3-2
大手町プレイス イーストタワー TEL:03-3517-4300

●お問合せは